郵送による「在留証明」の申請手続き

令和５年１１月2日

在釜山日本国総領事館領事部

申請手数料が無料となる公的年金（国民年金、厚生年金）や恩給の受給手続きのために「在留証明」を申請される方で、当館に在留届を提出しており、過去に同目的で在留証明の発給を受けている方は、郵便での申請が可能です。郵便での申請をご希望の方は、以下の書類を当館領事部宛に郵送（書留郵便）してください。

１．必要事項を記入した「在留証明願」

２．旅券の顔写真の頁の写し

３．現住所及び居住期間を確認できる書類（外国人登録事実証明書、外国人登録証、公共料金の請求書等の写し）

４．国民年金受給手続きのために必要であることが分かる書類（日本年金機構、総務省人事・恩給局、各共済組合連合会などからの現況届、年金証書、案内書、年金請求書等の写し）

５．切手を貼った返信用封筒（注）

（注）証明書には個人情報が記載されているため、郵送途中の紛失等の危険性を勘案し、普通郵便ではなく書留郵便で郵送致しますので、普通郵便＋書留料金分の切手を貼付してください。

【宛先】

（英語）Consulate-General of Japan (Consular Section) ,

18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan, 48792

（韓国語）우)48792 부산광역시 동구 고관로 18

　　　　　주부산일본국총영사관 (영사부)

（了）